

新規規制に関する事前評価書
 < 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度の創設
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号： 03-5521-8246 e-mail: KAIYOU02@env.go.jp
評価実施日	平成19年2月20日
政策目的	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄について、環境大臣の許可にかからしめることにより、当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害の防止を図る。
規制の内容	・特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。 ・当該許可を受けようとする者は、氏名等、海底下廃棄に関する実施計画、海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計画等を記載した申請書を提出しなければならない。 ・当該申請書には、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類等を添付しなければならない。 ・環境大臣は、海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、当該海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること等の基準に適合する場合でなければ、当該許可をしてはならない。 ・環境大臣は、当該許可を受けた者による海底下廃棄及びその監視等が、申請書に記載した内容に適合していないと認めるときは、必要な改善及び海底下廃棄の停止を命ずることができるが、当該命令に違反した場合等には、当該許可を取り消すことができる。 根拠条文等： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律案第18条の8、第18条の9、第18条の10、第18条の11及び第18条の12において読み替えて準用する第10条の6
規制の必要性	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄については、不適當な場所や方法により実施された場合には、特定二酸化炭素ガスが海底の下の地層から漏えいし、周辺海域が酸性化するなどにより、海底付近に生息する生物に影響を及ぼすおそれがある。このため、海洋環境の保全を図るため、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄が適切な場所や方法により実施されることを確保する必要がある。
期待される効果	・特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄が適切な場所や方法で実施されることを確保し、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を防止することができる。 ・万が一特定二酸化炭素ガスの海洋への漏えい等による海洋環境の保全上の障害のおそれが生じた場合であっても、監視により当該状況が早期に発見されることで、迅速な対応が可能となる。
想定される負担	・特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする事業者等には、環境影響の事前評価の実施結果を記載した書類等を添付した申請書等を提出して環境大臣の許可をとる義務が生じ、また海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視等を実施する義務が生じる。
想定できる代替手段との比較考量	・代替手段として、海底下廃棄された特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が発生した場合の防除措置体制を確立することが考えられるが、許可制度に基づく環境影響の事前評価や汚染状況の監視を実施しなければ、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の適切な場所や方法での実施を確保することは困難であり、特定二酸化炭素ガスの海洋への漏えいのリスクが格段に大きくなること、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の実施の有無を環境大臣が把握することができず、障害を未然に防止することが困難となること、障害が発生した後に防除措置を講じたとしても、一定程度の海洋汚染はまぬがれないこと、廃棄場所が海底の下であることから、防除措置を講じることが容易ではなく、また防除措置のために膨大な費用がかかることにかんがみれば、許可制度により事前に海底下廃棄の場所や方法の適切性を確認することとする改正案は合理的であると考えられる。
備考	廃棄物等の海洋投棄に関する規制を国際的に強化するロンドン条約議定書においては、海洋環境の保全を図るため、廃棄物等を海底の下に廃棄することを原則として禁止するとともに、例外として、許可を受けて実施する二酸化炭素の海底下廃棄を認めている。また、当該許可の際には、環境影響の事前評価等を実施することとされている。
レビュー時期	本規制を創設する規定の施行後5年を経過した場合に行う。